

平成22年（行ウ）第2号

原告 奥村悦夫 外6名

被告 今治市 外5名

準備書面 (13)

2011年 6月 日

松山地方裁判所 御中

本件教科書の検定の違法性と今治市教委の採択の違法性について

目次

1、はじめに	4
2、教科書検定に関する先行判決——主に最高裁判所の判例	4
(1) 「旭川学力テスト事件」最高裁大法廷判決（1976年5月21日）の場合	5
① 同判決の概略	5
② 「最高裁が旭川学テ判決」を歪曲させていた教育行政	5
③ 判例違反行為を是正させなかった司法の責任	6
④ ようやく是正したかの装いの文科省行政	6
⑤ 大法廷判決を無視し続けている愛媛県内の教育行政	7
⑥ 「誤った知識や一方的な観念」を植えつける教育の「強制」を大法廷判決が違憲とした意味	8
3、「一方的な観念を子どもに植えつけるような内容」を記述した扶桑社版教科書を検定合格とした事実	9
(1) 「北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）による日本人拉致事件」	9
① 異常な扶桑社版公民の記述	9
② 学校教育法にも違反している記述	10
③ 生徒の成長を阻害する教科書	11
(2) 「家族と個人」に関する一方的な観念の強調	11
① 家族のまとまり優先の観念のみを強調	11
② 21世紀型の教科書像から外れている内容	12
(3) 一方的な「押しつけ憲法」論の押しつけ	13
① 扶桑社版・歴史の記述	13
② 教師用指導書に示されたねらい	14
4、「誤った知識」を記述した扶桑社版教科書を検定合格とした事実	15
(1) 2002年採用の初版扶桑社版歴史教科書見本本の事実誤認記述	15
(2) 検定合格後に、まったくの作り話してあることが判明した記述の事例	15
① その内容	15
② この事例に関する責任問題	16
(3) その後の扶桑社版改訂歴史教科書が多数の事実誤認記述のまま検定合格となっている事実	17
① 概況	17
② 2008年度用として採択された扶桑社の「改訂版新しい歴史教科書」の誤記を	

めぐる経過.....	18
③ 2009 年度採択時に判明していた「改訂版新しい歴史教科書」の誤記の事例	19
④ 誤記問題をめぐる議論で忘れられている日々の学習による生徒の人権侵害状況に対する責任問題.....	21
結語	23

本件教科書の文科省検定の違法性と今治市教委の本件採択の違法性の本質は、下記のとおりである。

記

1、はじめに

文部科学省（以下、文科省）が2004年度に実施した中学校社会科歴史分野の教科書検定において、扶桑社から提出された申請本（白表紙本）に対し、いかに杜撰な点検、審査を実施していたかを、多数の一方的記述や誤記の具体的事例の提示をもって明らかにし、かかる不作為下で検定合格とした文科大臣の決定が不当かつ職権濫用の違法行為であることを、明らかにする。

さらに、こうした多数の不当な記述の大半は、歴史学及び教育学研究者や歴史担当教師さらには一般市民などから問題であると指摘されたにもかかわらず、当該出版社と執筆者だけでなく文科省の検定調査官（検定官）や検定審議会委員など当事者の誰一人として、記述を是正するための行動をとらないまま4年間が過ぎ、2009年8月の新たな教科書採択時においてもそれらの多数の誤記等が記載されていると判明している扶桑社版歴史教科書を、今治市教育委員会が、2010、2011年度用として採択したことは、最高裁判所大法廷判決（1976年5月21日、旭川学力テスト事件）に示された憲法違反行為である「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制する」ものである事実を、明らかにする。

あわせて、こうした違憲、違法な教育行政に関し、今治市教育委員の責任が重く問われるべき点に加え、これら違憲、違法状態にある教科書（供給本）を生徒に使用するよう義務づけてはならないことと、担当教員用として当該教科書及び教師用指導書等を、公費で購入するのは、違憲、違法であることを、指摘する。

2、教科書検定に関する先行判決——主に最高裁判所の判例

まず、戦後の教科書検定制度下で、検定者である文部大臣（現、文部科学大臣）の権限行使に関し、違憲・違法の判断基準を示した先行判決をめぐる経過を明らかにする。

(1) 「旭川学力テスト事件」最高裁大法廷判決（1976年5月21日）の場合

① 同判決の概略

これは、文部省が学習指導要領を改訂する際の参考資料を得る名目で、全国学力テストを1960年代前半に実施した際に、詳細な内容の学習指導要領の策定は教育内容への国家による介入で違憲・違法とする教職員組合などが、試験会場にピケを張り、公務執行妨害等で起訴された事件の判決である。ことの発端となった学習指導要領の内容を、国がどこまで策定しそこまでその遵守を強制してもよいのかが、主な争点とされた。

同判決では、国（文科省）が教育の水準を一定程度以上であるように全国的な教育内容の目安を設定する権限を有するとはしたものの、あくまでそれは大綱的レベルにとどめるべきであるとした。その限りにおいて学習指導要領の内容を学校現場や教科書執筆者たちは遵守する必要性があるとした。

② 「最高裁が旭川学力テスト事件」を歪曲させていた教育行政

この必要性が示された点を、文部省側は都合よく解釈し、文部省令でしかない学習指導要領に「法的拘束力」があると大法廷が認定したとし、教科書検定は同要領による行政処分にすぎないにもかかわらず、記述改変、削除、検定不合格等の不利益処分を、実質的救済策もほとんど講じられないまま、強行してきた。

同判決を文部省が曲解したまま教育行政を強行した事例の一つに、学習指導要領に示した内容を学習範囲の最大限度枠と一方的に規定し、教育の自由及び教科書執筆者の自由を約20年もの間、制限し続けた件がある。

同判決は、前出の大綱的規定とする原則に合わせ、同要領はあくまでも全国各地での学年、教科、科目の最低水準を保障するためのものとして最低基準とみなされるとしている。しかし、文部省は1990年代後半までの教科書検定において、学習指導要領に列記された事項やそれらの相互関連、経過等の深みのある内容に言及することは、同要領からの逸脱であるとして、厳格に記述の削除、改変等を強制し続けてきた。また、現場教員が児童・生徒の関心・興味の高まりに応わせ、臨機に深みのある、あるいは密度の濃い授業を実施した際に、当該地域の教育委員会への指導を通じて、それらの授業は同要領から逸脱しているとの規制を厳格に加えてきた。このことが結果として現場教員たちの意欲をどれだけ喪失させ、児童・生徒

たちの一生に一度しかないその時々の教育のレベルを低水準に押しとどめてしまったことか。その全社会的損失は測り知れない。

たとえば東京都八王子市立中学校の家庭科担当教員が、第3学年最後の授業でいわゆる「日の丸・君が代」問題に言及したのは、学習指導要領の家庭科の規定にない内容だったとして同市教委に不利益処分をされた事例もある。この件は、当該処分を不当とした訴訟において、八王子市教委が法廷に提出した文書中で処分理由として明示されていた。それに対し、高嶋伸欣琉球大学名誉教授が同市教委による前出大法廷判決解釈の誤りを指摘する意見書を提出した。その後、八王子市教委は処分の根拠を別件に差し替えるという対応を余儀なくされるという事態も生じさせている。

③ 判例違反行為を是正させなかつた司法の責任

それでも、上記の如く20年余もの間、最高裁大法廷の判決内容が教育行政当局に曲解され続け、憲法で保障されているはずの教育の自由、表現の自由が不当に制限されていた事態に対し、関連の教育裁判等が多数あったにもかかわらず、司法が効果的にその社会的役割を果たしたとは言えない現実が、歴然として存在する。

そのような事態となった要因は様々に存在するが、時に重要なのは司法の側が、権力を握つ行政機関と異議申し立てをする主権者とを実質的な対等関係の存在であるかのようにみなし、異議申し立てをする側の資格条件を狭義に限定してきたことにある。

憲法からの逸脱や違法を認知したら、立場や身分にかかわらずその事実の指摘や責任追及の行動に取り組むべき主権者としての義務、これらが日本憲法下の日本社会には存在していると、全国の学校教育では教えている。こうした学習を経た児童・生徒たちからは、司法についても社会的義務を果たしているかが問われている。

④ ようやく是正したかの装いの文科省行政

その文科省も、判例無視をいつまでも続けられなくなる。毎年の如くくり返される強権的教科書検定に対する批判の高まりによって、この教育行政の不当性が広く認識されてきたためだった。

2000年11月17日発行の『文部広報』第1026号で、「学習指導要領は最低基準」と、文部省は初めて明示し、その意味を解説する文章を、掲載した。「最高裁旭川学テ判決」から、実に25年のことだった。この間、文

文科省は判例無視、判例違反の行為をくり返していたことになる。それをまた咎める機会を何度も得ていながら、違反行為に合法の判決を出し続けてきたのが、それまでの司法であった。

文科省に改変された後の2002年1月、文科省は「学習指導要領は最低基準」と、『教育科学白書』（旧教育白書）では、初めて明記した。このことは、各新聞等でも広く伝えられた。しかし、同白書を発表した際に、それまで25年間の大法廷判決に違反した教育行政に関し、謝罪はもちろん何の弁明もしていない。報道関係者も含め、社会一般がこの判例違反の事実に気づいていないことを見越しての、対応であった。

こうした認識の欠落を生じさせた責任の一端は、くり返すが、判例違反行為を容認し続けてきた司法の不作為、怠慢にある。

ともあれ、文科省は、現在では学習指導要領を最低水準と位置づけている。

⑤ 大法廷判決を無視し続けている愛媛県内の教育行政

しかし、文科省は、そのように学習指導要領の位置づけを大転換させた理由として、判例に違反していたからとは、認めていない。「社会経済や子どもを取り巻く環境の変化に対応できていない」状況を変えるために、「理解の速い子には、より高度な内容を教えることも可能」にする必要性を考慮したからと、している。判例違反の教育行政を四半世紀もの長期間、全国の公教育で強制してきたことなど、まったくなかったかの如く説明し、今日に至っている。

当然のこととして、全国の都道府県および市町村の教育委員会の教育委員と事務局が、最高裁大法廷判決について、認識を深める必要性に気づく機会はほとんどなかったと、思われる。とりわけ、愛媛県内においては、前述の長期に及ぶ判例違反の教育行政を全国に強制していた文科省の中核の職にあった加戸守行氏が、3期通算12年もの間、知事として県教育委員の人選と任命の権限を行使していた事実がある。

以上の次第から、こと愛媛県下における2001年以来の教科書問題においては、同県教育委員会および同県内各市町村教育委員会が充分にこの大法廷判決の内容を認識しているかは疑わしい。そのことが同県内の教科書採択に関する各教育委員会の対応に異議の声を主権者などから多発させ、議論を司法の場に提起させる原因ともなっている。こうした法廷での争いに対し、本件原告らが本件と同種の訴えにおける松山地方裁判所および高松高等裁判所での判決の大半は、原告不適格を根拠として、実質審理に至ら

ず、三権分立による司法の役割を放棄してきた。

こうした事態を、前出の如く児童、生徒という時には大人顔負けの正義感を示す世代がそのまま是認あるいは傍観し続けるとは想定しがたい。司法無用論は極端としても、裁判員制度の実施にともなう裁判関連学習の普及と比例して、司法そのものに対する批判の強まりは十分に予想されると原告らは、多くの裁判をとおした実体験からそのように思う。

⑥ 「誤った知識や一方的な観念」を植えつける教育の「強制」を大法廷判決が違憲とした意味

前述の「旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決」（1976年5月21日）においては、政府文部省による教育内容への関与について、それは政党政治の下にある限り「できるだけ抑制的であることが要請される」と、明確に判示している。

加えて、以下のように違憲とされる教育内容への国家的介入を、例示している。「殊に個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法26条、13条の規定上からも許されないと解することができる」と。

「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するような」国家権力の介入を実行したのが、戦前・戦中の日本政府による国定教科書と教育勅語を用いた教育統制であり、軍国主義一色に染め抜かれた学校教育であったことは、歴史上の事実として周知のものとなっている。このことは、中学校以上の歴史教科書にも明記されている。従って、万が一にも、こうした不当かつ危険な教育が再現されつつあるのを司法を含め大人社会が阻止できていないと生徒たちが知るところとなれば、大人社会に対する強い不信感を植えつけることになりかねない。

また、この一方的な教育への国家的介入によって日本を含む東アジアおよび東南アジアの国々を戦争の惨禍に巻き込む軍国主義社会の形成者に一般国民が仕立てあげられたという反省が、戦後社会再出発に際しての原点とされていることは、日本国憲法の前文に明記されている。だからこそ、本件最高裁大法廷判決においても、この反省点を強調し、教育行政権を有する政府文部省等に対し、殊さらに念押しをしたものと考えられる。

しかし、本件最高裁大法廷判決（1976年）以後の検定においても、文部省（現、文科省）は、「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育」の強制を、教科書検定を通じて、くり返してきた。

そのことは、いわゆる第3次家永教科書裁判において、争点とされた8件の内の4件で検定は違法であると最高裁判所判決（大野裁判長、1997年8月29日）によって確認された事例でも、明らかにされている。同判決によつて、国は家永三郎氏に40万円の賠償金を支払っている。

同判決が審理した事案は1980年代前半の検定によるものであったが、文部省および文科省による教科書検定を通じ、その後も「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育」の強制に文科省が加担する教育行政がくり返されている。

3、「一方的な観念を子どもに植えつけるような内容」を記述した扶桑社版教科書を検定合格とした事実

そのことを証明しているのが、「新しい歴史教科書をつくる会」（以下、「くる会」）主導による扶桑社版『改訂版・新しい歴史教科書』2006年度と、同書の姉妹編である『新訂版・新しい公民教科書』2006年度用とを、検定合格とした事実である。両書には、最高裁大法廷が違憲として例示した条件に当たる記述が多数記載されているにもかかわらず、文科省は検定においてそれらを是正させず、放置したままで採択用の見本本作成を認めたのだった。

ここにおいて、検定に合格しているのだから見本本の内容に違法性はないとする教育委員会等の主張は、明らかに失当であることが、明白となっている。

以下、「一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容」の例を示す。

（1）「北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）による日本人拉致事件

① 異常な扶桑社版公民の記述

扶桑社版『新訂版・新しい公民教科書』では、第1に、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）による日本人拉致事件を、巻頭の口絵以外にも本文中など合計4カ所でそれぞれ強調した扱いをくり返している。いずれも一方的に北朝鮮側を非難するもので、同事件が発生した当時の東アジア情勢や同情勢下で日米軍事同盟が北朝鮮にどのような脅威とみなされていたかな

ど、多角的、多面的な考察をするのを困難にさせている。

拉致問題において、日本の社会全体が被害者の家族の一員であるかのような一体感に染まり、理性的議論が封じられ、感情優先の状況が形成されている。その点を、中曾根康弘元総理が「感情的民主主義」よりも「理性的民主主義」で対処すべきとあえて提唱したことにも、この件の異常性が示されている。

こうした異常性をそのまま示している教科書記述は看過できない。

② 学校教育法にも違反している記述

こうした、一方的観念を植え付ける教科書記述は、明らかに最高裁大法廷が判示した違憲の事例に該当する。従って、これらの方的記述を掲載した同書を検定合格とした文科省の検定（行政処分）は、違憲違法となる。さらに、こうした教科書として違憲の内容を含む同書の採択を決定した教育委員会は、結果において違憲の行為の共同責任を逸れられない。

さらに、そのこと以前に、こうした一方的一面的な記述のあるものは、本来的に教科書として不適切であるとの認識を有していることが、教科書採択権を持つ者には必須の条件とされる。それを先の大法廷判決は当然のこととして再認識させたに過ぎない。にもかかわらず、同教科書を採択した地方教育委員会が複数存在する。今治市教育委員会もその内の1つであるという点において、今治市教育委員会は、教科書採択権行使のための基本的資質を欠いている。

なお、この件については、学校教育法の規定に反している点も指摘できる。教育基本法の全面的改定（2006年12月22日）に伴う改定をされる以前の学校教育法（以下、旧学校法）においては、第3章・中学校の第36条・中学校教育の目標において、その第3項で「公正な判断力を養うこと」と明示している。同法にいう「判断力を養う」には、多様な評価、認識があることを生徒に示すことが不可欠で、一方的一面的な知識や観念だけを提示するものが、教科書として不適切であることを今さら念を押すまでもない。現に、中学校の歴史学習において一方的な内容の授業をしたとして処分された教師が提訴した東京地裁の判決において、東京都教育委員会も、この条項は複数の観点、認識の提示を必要条件としているとの解釈を、文書で展開している。

このように旧学校法の条文に反した内容のものを検定合格とした文科大臣はもとより、それをまたあまたある検定合格教科書の中からあえて採択した教育委員会は、学校教育法（当時）違反の教育行政を遂行している点

において、社会的要件を欠いていることになる。

③ 生徒の成長を阻害する教科書

さらに、こうした学校教育法の規定に依拠しなくとも、学校教育の実情を知る者であれば、中学社会科公民的分野を学習する中学3年生の場合、大人顔負けの正義感と多角的多面的なバランス感覚を有していることを充分に承知していて、こうした一方的一面的な内容の教科書では知的刺激や意欲を喚起されず、学習の障害にさえなり、生徒の成長を阻害すると判断することになる。教員免状を持たず現場教育の経験がない検定官たちによって観念的な教育観で検定合格とされたものを、児童・生徒の実情も把握できていない少人数の教育委員だけで採択する時、こうした教科書としての条件を欠いているものをあえて選ぶという事態が生じることがある。実際にそれを生じさせたのが今治市教育委員会の教育委員らであったということである。

なお、学校現場では、生徒一人一人が個別に学習するのではなく、学級単位の集団学習が一般化していて、児童・生徒は互いの発言・発問等によって刺激しあい、競争心を發揮することで、一人だけでは到達できない深さと濃度の認識を得るという体験の繰り返しによって、授業への期待度を高めている。こうした教育効果の促進、維持を図るという観点に基づいた場合、本件のような一方的一面的記述は、いかに日本国内の世論が北朝鮮批判を強めていようとも、それがきわめて感情優先で理性的把握を欠いているものである限り、教科書としては、やはり不適切ということになる。

皮相的で感情的な世論に迎合しているだけでなく、こうした世論をさらに煽る効果を教育を通じて生み出す危険性を、事前に把握できていない文科大臣と教育委員会には、教科書検定と採択の権限行使をまかせられない。文科省や当該教育委員会にはこれまでの経過から自浄力の発揮は期待できない。そのため今回、本件原告人らが本件で司法にその本来の役割発揮を求め、その機会を設けた理由がここにある。

(2) 「家族と個人」に関する一方的な観念の強調

① 家族のまとまり優先の観念のみを強調

次に、扶桑社版『新訂版・新しい公民教科書』の第2の問題記述、それ

は家庭においては個人よりも家族のまとまりが優先と決めつけている部分にある。

同新訂版の「第1章・現代社会と私たちの生活」では、第2節で「家族の意義を考えてみよう」として、「家族の役割」「家族の縮小」等の小節を設けた後に、節全体のまとめとして「家族と個人」を論じる。そこでは、冒頭で、憲法24条の個人の尊厳と両性の平等の規定に言及しながら、次のように結論づけている。

「他方で、個人の人格の形成には、家族というコミュニティ（共同社会）が大きな影響をあたえる。家族が個人の集まりでしかないと考えたり、個人が家族より優先されるようになると、家族の一体感は失われるおそれがある。家族のきずなの弱まりは社会の基盤を揺るがしかねず、家族というコミュニティを守ろうとする努力が必要である」と。

日本語の用法では、あることについて「Aという考え方があるが、Bという考え方もある」と表現した場合、AよりもBを強調していることになる。この強調方法を用いているのが扶桑社新訂版の「家族と個人」の小節である。その強調効果は、文末を「努力が必要である」と決めつけることで、さらに高められている。

さらに、「つくる会」による中学公民教科書の旧版『新しい公民教科書』（扶桑社、2000年度検定合格、2002年度～2005年度使用）（以下、扶桑社旧版公民教科書）では、同様に、「家族と個人」の小節を設け、その最後に次のように記述している。

「家族は、共同生活をとおして、相手への思いやり、同じ家族としての一体感、互いの努力、それぞれの役割や責任の意識を、個人の中に育てていく。家族は個人からなり、また個人は家族の存在を前提とする。どちらが優先するかと、どちらが重要かという関係はない」と。

この扶桑社旧版公民教科書の記述と比較してみると、改訂新版の現行版の「家族と個人」では、「一方的な観念を子どもたちに植えつけるような」内容に変わっていることが、わかる。

② 21世紀型の教科書像から外れている内容

さらに、2000年以後の学校教育では、1990年代の中央教育審議会（中教審）や教育課程審議会（教課審）の答申などを受けて、従来の知識修得重視から思考力・判断力育成の「生きる力」重視に教育目標を転換すると、文部省（現・文科省）もことある毎に強調している。近年、学力国際比較において日本の順位が下がったとして社会一般の関心を呼んでいるが、そ

ここで「学力」とされているのは、知識量ではなく思考力の厚みを意味している。

こうした点から、主たる教材の教科書においても、従来型の知識量増大や心構えを強調する説得・説教調の記述は、時代錯誤のものとされている。にもかかわらず、この扶桑社新訂版の「家族と個人」の小節は、説得・説教調の文脈で終始していて、社会的要請にも対応できていない。

(3) 一方的な「押しつけ憲法」論の押しつけ

① 扶桑社版・歴史の記述

現在の日本社会では、日本国憲法を「押しつけ憲法」「占領軍憲法」などとして改憲を主張する声が一部にあり、そこでは第9条と共に第24条が当面の改定目標とされている。1946年2月にGHQから原案が示された際、当時の日本政府内で最も強い反発があったのは、象徴天皇制や戦争放棄の規定ではなく、男女平等と婚姻の自由の24条に対してであったことは、歴史学や政治学等の学界では周知のものとなっている。日本中の隅々にまで存在する家族を男尊女卑による家父長制の下で統括し、それを日本全体を一つの家族とみなした時の家父長、天皇の指示に従うのは国民として当然とする社会秩序が土台から崩壊するとの危機意識がそこにあったとされている。ただ当時は、日本占領政策決定の最高機関である極東委員会の発足が、半月後に迫っていた。同委員会は、連合国代表で組織され、米国以外の連合国では、昭和天皇の戦争責任追及、同天皇の戦犯扱い、同天皇の退位さらには天皇制廃止等の声が強かった。GHQ総司令官のマッカーサーは、戦後の東西対立状況において、日本を米国の陣営に引き入れるための手法として、天皇崇拜の念が払拭できない日本国民を天皇によって統括させるのが効果的と判断し、極東委員会発足前に憲法制定に向けた既成事実の構築をめざした結果が、GHQ原案の短期作成と提示だった。当時の日本政府は、天皇制の維持、昭和天皇の免責という点がGHQ側と思惑が一致していたので、24条に強い不満は残るもの、時間的制約から渋々GHQ案の受け入れを決断する。

こうした経過が、高校日本史教科書では近年になってより具体的、明確に記述されてきている。さらには扶桑社版新訂公民教科書の姉妹編に当たる『中学社会・新しい歴史教科書・改訂版』(扶桑社、2004年度検定合格、2006年度から使用中)でも、次のように記述している。

「政府はG H Qが示した憲法草案の内容に衝撃を受けたが、それを拒否した場合、天皇の地位がおびやかされるおそれがあるので、やむをえず受け入れた」と。

なお、同様の記述が、扶桑社と絶縁関係になった執筆者たちによる自由社版『新編新しい歴史教科書』(2008 年度検定合格、2010 年度から使用)にも掲載されている。

② 教師用指導書に示されたねらい

G H Q案提示にまつわる国内外の政治状況は複雑で、これを中学 2 年生に理解させるのは困難として、こうした記載が従来の中学校歴史教科書にはされていなかった。記載がないことに対し、中学校の現場教員たちからも、不当とする指摘はほとんどなかった。それをあえて「つくる会」の中学校歴史教科書は、記載の実行に踏み切ったことになる。なぜそうしたのかは不明だが、扶桑社版改定本の教師用指導書では当該ページの学習の「ねらい」の 1 つを、「日本国憲法はG H Qが草案をつくり、天皇の地位と引き換えに制定されたことを重点的に取り上げる」としている。さらに、同指導書の授業展開例では、「英語で書かれた原文を一晩で翻訳したもの憲法改正案として発表することになった」「脅されて、やむなく受け入れた」などとも強調している。さらに、1945 年 8 月末に、マッカーサーが厚木飛行場に到着した際の写真に注目させ「以後、日本政府は連合国軍総司令部（G H Q）のマッカーサー司令官に従属したことを確認する」とある。

極東委員会が 1946 年 2 月末に発足した後は、マッカーサーも同委員会の指示に従つたのであって、上記の指導書の記述は、明らかに誤っている。同書の“指導”通りに授業をした場合、生徒は「誤った知識や一方的な観念」を植えつけられることになる。それは、先の大法廷判決が例示した違憲行為となるものである。

従って、今治市教育委員会が扶桑社版改定歴史教科書を採択したことにより教師用指導書を公費で購入しているので、それは違憲行為に加担する公費支出を実施したことになる。この点でも、今治市教育委員会の責任が問われる。

なお、高校歴史教科書でようやく言及していたG H Q原案受け入れの事情に、中学校歴史教科書であえて言及した「つくる会」の執筆者たちの歴史認識には、極東委員会の発足以前に、天皇制存続による日本総治体制のための既成事実作りを優先しなければならなかつたG H Q側の事情についての理解がほとんど欠落していたものと思われる。結局のところ、「つくる会」

歴史教科書の当該部分は、小学校 6 年生の社会科（歴史と公民の分野）学習程度の歴史認識に強烈な天皇崇拜の念を結びつけただけの皮相的できわめて情緒的な反発心によるものと判断される。何とも浅薄と言うしかないが、このような記述を容認した文科大臣や同書を採択して学校現場に使用を強制している教育委員会も、行政上の責任とは別に、歴史認識などの見識が問われる。

4、「誤った知識」を記述した扶桑社版教科書を検定合格とした事実

(1) 2002 年採用の初版扶桑社版歴史教科書見本本の事実誤認記述

「つくる会」による歴史教科書の場合、2000 年度検定において多数の誤記誤植を指摘され、それらを訂正することでようやく検定に合格した。その後、採択用に見本本が作成された。その際、「つくる会」と扶桑社は文科省の指導を振り切り、同見本本に補足資料を加えたものを市販本として作成し、一般書店ルートでの有料販売に踏み切った。その結果、見本本の内容を多数の人々がチェックすることになり、検定合格後も多数の誤りが残っている事実を指摘されるに至った。

そこで指摘された誤りに多くは、単純な誤記・誤植だったが、そうした多数の誤記・誤植を見落とした検定官たちは、不作為の責任を問われるべきものであった。しかし、自公政権下では、こうした責任を立法院の側から問うことは、ほとんどなかった。

(2) 検定合格後に、まったくの作り話しだることが判明した記述の事例

① その内容

この時の見本本（市販本）には、まったくの作り話しが検定に合格し、そのまま掲載されていた。きわめて悪質な事例として以下に示す。

それは、第 1 次世界大戦で地中海に派遣され、連合軍輸送団を護衛した日本海軍の行動を具体的に示した部分で、その献身ぶりが次のように描かれていた。

「地中海での作戦中、ドイツ潜水艦から魚雷が発射された。その魚雷の発見が一瞬、遅れたときに、日本駆逐艦は連合軍船舶の前に全速で突入し

て盾となり、撃沈されて責務を果たした。犠牲になった日本海軍将兵の靈は今もマルタ島の墓地に眠っている」と（同書 244～245 頁）。

生々しくいかにも事実そのままで読める。ましてや、検定に合格した見本本なのだから。それにしても、これだけの犠牲を払って国際貢献をしたのだから、少なくとも日本国内では、この事実が広く語り継がれて当然だが、募聞にして本意見書作成者とその周辺の軍事研究者等で、この“事実”を知るものは、皆無だった。

それも当然だった。まず第 1 に、マルタ島に埋葬されている日本将兵の大多数が犠牲になった事件は、護送任務の帰途に日本軍艦船だけで航行している時のことだった。これでは身を挺して魚雷と輸送船の間にに入ったという肝心の部分が存在しない。実際は不意打ちによる潜水艦からの魚雷攻撃で大損害を出したのだった。

しかも、隨走していた他の日本側艦船は、近くにまだドイツ潜水艦がいると危惧して、接舷しての救助に当たることもなく、ただ周囲を警戒のために動き回るだけだった。そこへ急を聞きつけた英国の駆逐艦が到着し、何も恐れることなく負傷者を収容、沈没の危機は去ったとして曳航を開始した。大破した艦の曳航は速度があがらず、敵側潜水艦からは絶好の標的とされる。しかし、英國艦はその危険性にもかかわらず、マルタ島の根拠地まで臆することなく曳航を続けた。到着後、日本側は感謝の意を示すため上陸を求めたが、英國艦は「通常の任務に復帰する」としてそのまま出港していったという。この一部始終を随伴艦から目撃していた主計中尉（当時）片岡覚太郎氏は、その体験記『日本海軍地中海遠征記』（2001 年、河出書房新社）において、英國海軍の豪肝さに深い敬意を表している。

賞賛されるべきは英國海軍であると分かる。ところが「つくる会」の扶桑社歴史教科書 01 年度見本本では、日本海軍による献身美談に内容をすり替えている。単なる自賛話ではなく、恩ある英國海軍の功績を横取りしている破廉恥さである。

② この事例に関する責任問題

こうした破廉恥さも、歴史読み物をおもしろくするために「許されないウソは、なるべく書かない」（『現代教育科学』明治図書、1997 年 12 月号）ことにしており藤岡信勝氏が率いる「つくる会」では、内部でとりたてて問題視される可能性が低い。しかし、だからと言って、このでたらめな「誤った知識」の記述を検定で容認した文科省の責任は重大である。文科省がお手盛りで定めた「検定基準」には「図書の内容に、誤りや不正確なところ

ろ、相互に矛盾しているところはないこと」と明記されている。また引用等では「信頼性のある適切なもの」を選ぶこととしている。文科省の検定官と検定審議会委員は、これらの規定によって、教科書著作者の表現の自由等を制限する行政処分としての検定権限を時には恣意的に行使しておきながら、同規定に即して権限行使をすべき「つくる会」教科書の明々白々な事案をものの見事にそのままとする違法行為をやってのけた。

加えて、愛媛県教委を含む幾つかの教育委員会は、2001年夏の教科書採択時において、こうした看過しがたい誤りの存在を指摘されていた見本本にもとづいて、扶桑社版歴史教科書の採択を強行した。

採択後に生徒用の供給本教科書を発行する際、「つくる会」はこの部分の誤りを認めて文科省に正誤訂正の手続きをし、記述是正を実行した。これによって生徒にこの点での実害が及ぶ危険性は解消された。しかし、扶桑社と「つくる会」が32万部販売したと豪語する市販本については、既に購入した読者に是正を伝える手だてを、ほとんど何も講じていない。一般個人だけでなく図書館で公費によって購入されていることなどを考えると、「つくる会」の無責任さは、反社会的でさえある。

ちなみに、この32万部を超える市販本に多数の誤記誤植や、明らかな作り話しが掲載されていると判明した件について、高嶋伸欣琉球大学名誉教授が、その対処方法を糾す公開質問状を扶桑社宛に発出したところ、回答があった。ただしその内容は、出版界の通例に従い、次回増刷の折に明白な誤記誤植を訂正する所存であるというもので、既購入者への対処は何も考慮していないとのことであり、今日までのところ扶桑社と「つくる会」がこの件で社会的責任を果たした痕跡はない。

(3) その後の扶桑社版改訂歴史教科書が多数の事実誤認記述のまま検定合格となっている事実

① 概況

「つくる会」による中学社会科教科書は、検定段階で他社教科書よりもはるかに多数の誤記誤植を指摘され、それらを修正することでようやく検定合格となることをくり返している。このことは、2000年度検定の扶桑社初版、2004年度検定の改訂版、さらには2008年度検定の自由社版においても同様だった。とりわけ、2008年度検定の自由社版歴史教科書の場合は、516か所の誤記を指摘され、自動的に不合格となった後に、それらを訂正し

た再申請本でさらに 136 か所の訂正指示を受け入れて、ようやく合格したものだった。しかも、その後なお 40 か所の訂正をした生徒用供給本になお多数の誤記の存在が明らかになるという、惨憺たる状況にある。

さらに、今年 2011 年 3 月に検定合格となった 2013 年度用の自由社版歴史教科書見本本でも、同様に多数の誤記が指摘されている。諺に「仮の顔も三度まで」と言うが、こうした粗雑な教科書作りをくり返す「つくる会」の無責任さを抜本的に改善するように対応できない文科大臣と検定官たちは、社会的正義を守る資質に欠け、現行検定制度には重大な欠陥があると言わざるをえない。まして、多数ある検定済みの中歴史教科書の中から、あえて「つくる会」による扶桑社版を採択してきた今治市教育委員会は、教科書採択を公正に行う能力と見識が、本来的に欠落している。

このように強調するのは、「つくる会」の扶桑社版教科書の場合、06 年度使用開始の改訂版にもなお重大な誤記が掲載され続けているという事実が存在しているが故である。

② 2008 年度用として採択された扶桑社の「改訂版新しい歴史教科書」の誤記をめぐる経過

2010 年度用の中歴史教科書を決定した 2009 年度の各教育委員会の採択業務は、それまでの 4 年毎の検定結果を受けたものとは大きく違っていた。それは、学習指導要領の全面改訂による 2012 年度用の新版中歴史教科書の検定が 2008 年度に実施されることになり、2009 年度に採択されるものは、2010、2011 の両年度だけの短期間しか使用されないと、判明していたことに由来する。このため、文科省は臨時の措置として、2006 年度用として 2004 年度検定に合格し、すでに 4 年間使用していた核教科書の試用期間をさらに 2 年間延長することが望ましいとの指導を、各教科書会社に対して行った。

各教科書会社も、わずか 2 年間のみの使用では採算に不安があることと、2012 年度用のための検定申請本を執筆編集する業務との重複が回避できることから、大半の社がその指導に従った。その結果、文科省も旧指導要領準拠の検定と新要領準拠の検定とが、同時の業務となるのを回避できることとなつた。

こうして、全国の教育委員会では、2010 年度用中学校教科書の採択において、前回の 2005 年度の採択時に使用された見本本がほぼそのまま比較検討され、採択が実行された。当然のこととして、大半の教育委員会は 2005 年度の採択によつたのと同じ教科書を採択した。わずか 2 年間と分かっている使用期間に、これまでと異なる教科書を使用するのでは、現場の教員

に新たな負担を強いることになる点が、主に配慮された結果だった。また、高額な教師用指導書の公費による購入負担を回避できる効果も、それによって派生することになった。

しかし、今治市教育委員会の場合は、あえてそれまでとは異なる出版社の教科書を採択した。それが、すでに多数の誤記を記載したまま検定に合格していることが判明していた扶桑社の「改訂版新しい歴史教科書」だった。同書の場合、前回の2005年度採択の際にも、2001年度の場合と同様に、検定合格後も数々の誤記を指摘され、生徒用の供給本印刷直前には数十か所の訂正を文科省に届け出る事態となっていた。

そのことは、少なくとも同書については、文科省が極めてズサンな検定を実施していたことを、証明している。そうした多数の誤記の存在と検定のズサンさを指摘されながら、2005年度の採択で同書をあえて選んだのが、愛媛県教育委員会だった。

しかも、2005年度の採択終了後も、同書を採択した東京都杉並区や栃木県大田原市の住民などを中心とする点検活動によって、さらにお依然として誤記が残されていることが指摘された。こうして、2009年度の採択の際には、こうした同書の実態が全国的にも関係者の間で広く認識され、滋賀県立中高一貫校では、他社教科書への採択変更などがされるに至った。

しかし、今治市教育委員会の場合は、それとは逆に他社本から同書へ変更するという採択が、あえて実行された。そこにおいては、誤記がとりわけ多い教科書であるということを特に考慮した経過が見られない。ましてや「誤った知識」を植え付ける教育を強制することになる点で、最高裁判所が指摘した違憲行為であると、気がついている様子がない。

以下、2008年度採択時における扶桑社「改訂版新しい歴史教科書」の誤記の事例を列挙する。

③ 2009年度採択時に判明していた「改訂版新しい歴史教科書」の誤記の事例

(ア) 「日本は長い歴史を通して外国の軍隊に国土を荒らされたことがない」との巻末まとめの記述

巻末にあるこの「日本は長い歴史を通じて外国の軍隊に国土を荒らされたことがない」との記述に、同書では重い意味を持たせている。このように断定的に指摘した後に、それなのに「大東亜戦争（太平洋戦争）で敗北して以来」「いまだどこかに自信がもてないでいる。戦争に敗北し

た傷跡がまだ癒えない」でいるのは残念だから、元気と自信が持てるような「自国の歴史と伝統を」この教科書で学んできたはずだと、念押しの「まとめ」に結びついている、という次第だ。

戦後のこれまでの事実に立脚した歴史学習を、一方的に「自虐的」と批判してきた「つくる会」の論理が巧みに、ここに集約されている。

当然ながらこうした論理展開には、多くの異論がある。そうした異議の多い主張を、両論併記の原則を無視して掲載するのは「一方的な観念を」を押しつけるもので、この点ですでにこの記述をそのままにして検定合格としたのは、違憲であることになる。

しかも、この記述は扶桑社版の原版の2002年度用の時から、同書「まとめ」の本文に登場していた。さらに2010年度用の自由社『新編新しい歴史教科書』でも、巻末のまとめ「歴史を学んで」において、同様の記述を用いている。この記述がいかに重視されているかが分かる。

改めて、この記述の妥当性を検討してみると、これは歴史の事実に明らかに反している。そのことは、皮肉なことに「つくる会」の事実上の広報役を演じ続けている『産経新聞』自身が、同紙2005年4月18日朝刊（東京本社版）の紙面で、明らかにしている。同記事は1週間前のテレビ番組で歴史教科書問題が議論された際に、秀吉の朝鮮出兵を「侵略」とするのなら、元寇を「遠征」とするのは二重基準に当たるとした件で、無理にコメントさせられた市民運動家の発言に説得力がなく、同席者から「失笑が漏れた」というあげ足取りの内容だった。さらに、同記事は元寇も「侵略」だったとする根拠として「(注) 元寇で元軍は壱岐、対馬を占領し、多数の住民を虐殺している」と、あえて書き添えている。

「つくる会」教科書自体でも本文（扶桑社2002年度用）やコラム（2006年度用改訂版、2010年度用自由社版）などで、第1回目の来襲の際に「元軍は、対馬・壱岐を占領して、九州北部の博多湾に上陸」と明記している。

2012年度用の自由社歴史教科書見本本の場合は、さらに詳しく具体的に日本側の被害を記述している。そこには、「武士をすべて殺した元軍は、民家に火をかけ、飛び出してくる老人や女・子供に襲いかかりました。そして、すぐには死に至らせらず、残忍な方法で殺しました。女たちは掌に穴を開けて船の外側に数珠つなぎにし、高麗に連行しました」などと、真偽不明のものが、並べたてられている。こうした被害の話しが今も地元では語り継がれていることが、これに加えて記述されている。

これでは、とうてい「外国の軍隊に国土を荒らされたことがない」などとは、言えない。

また、幕末の長州藩に対する四ヵ国連合艦隊の武力行使での下関砲台占領や薩英戦争での鹿児島砲撃など、歴史の大きな転換点になる軍事的敗北は、日本の国土において体験したものだった。もちろん「つくる会」による扶桑社と自由社の歴史教科書は 4 点とも、下関砲台占領や薩摩の敗北を明示している。

以上のことからみて、前出の巻末のまとめコラム「歴史を学んで」にある「日本は長い歴史を通じて、外国の軍隊に国土を荒らされたことがない」との記述は、歴史的事実に明らかに反している。

(イ) この誤記をめぐる文科省と教育委員会の責任

この誤記の場合、通算 4 回(自由社版 2010 年度用は 1 度不合格になり、再申請後に合格した) の検定において、1 度も指摘されることなく、供給本に記載されたままの状況が、すでに 10 年目に至っている。これらの誤った記述の教科書での学習を強制されてきた中学 1、2 年生自身にとっては、その年度の学年での学習は一生に一度のものであり、仮に 2012 年度からの「つくる会」教科書供給本の記述が修正されればすむというものではない。

この件は、遅くとも 2002 年 6 月の時点で、高嶋伸欣琉球大学名誉教授などによって誤りを指摘され、文科省の教科書課職員には、同省への要請行動の際に資料を手渡している。文科省記者クラブでの記者会見の際に、資料として配布した中でもこの件を指摘してある。同記者クラブでの会見室は、同省広報課の管理下にあり、外来者による配布資料は、これまでほぼ自動的に省内に伝えられる状況にある。従って、文科大臣や検定官などは、この件について不知であったとは言えない。

仮に外部からの情報が伝わっていないにしても、このような重大な誤記をくり返し不問としてきた点で、文科省の責任は重い。これを単にミスとするには、回数という点で論理性に欠ける。何らかの構造的欠陥か、特定の思惑の下で意図的に不間にし続けたと解するのが妥当だろう。だとすれば、文科省は公正、公平な教科書検定を実施できる条件をもはや喪失していることになる。

今治市教育委員会の場合も、採択をめぐる議論や教科書の比較検討等を通じて、こうした実態、問題点に気づいて当然のはずだった。しかし、同委員会はそうした職責を果たさないまま、今日に至っている。

④ 誤記問題をめぐる議論で忘れられている日々の学習による生徒の人権

侵害状況に対する責任問題

ここまで、とりあえず 2010 年度用として今治市教育委員会が採択した扶桑社版教科書が、多くの不当、不適切な記述を掲載しているにもかかわらず、検定に合格していた事実を具体的に指摘し、文科省や各教育委員会の対応の不当性、違法性を明らかにしてきた。本件が法廷で争われているものである以上は、違法性をめぐる議論に傾倒することは、ある程度やむをえない。

しかし、本件はあくまでも学習教育の健全さを追及するためのものでなければならない。この観点に立脚した時、誤記が残存している教科書が、その点を不問のまま採択されたことの最悪の影響を受けるのは、その教科書で学習させられる生徒たちであるという重大な問題点が忘れられては、ならないはずである。

しかし、ややもすると「つくる会」系の扶桑社および自由社の教科書検定と採択をめぐる従来の議論、法廷等の争いでは、この問題点への対応が忘れられがちとなっている。今回の 2009 年度採択をめぐる争いでも、採択という行政行為の違法性の存否が主たる議論の対象となっている。

その一方で、誤記等不適切な記述が多数あると判明していながら採択された教科書は、すでに 2010 年度と 2011 年度に入学した中学生に渡され、それによる学習が強要されている。不適切記述が多数ある教科書を使用させられているという事実が、次第にそれら中学生たちにも認識されつつある。

こうした欠陥教科書と指摘されながら、それを自分たち中学生に使わせようとした今治市教育委員会の教育委員たちは、中学生を侮辱し、人間としての尊厳を傷つけていることに気づいていないと、中学生は気づくはずだ。現に、2 年目に入ったこの状況下で中学校生たちの大不信の念は急速に深まっていると、予想される。

不適切な採択の責任の所在の明確化は、同じことの再発防止のために、不可欠である。同時に、こと教育問題は一般的な議論の間も、日々の教育の営為は休みなく継続されているのであり、問題点に対しては予防的措置と共に対症療法的措置も講じていかなければならない。生徒にとっては一生に一度しかないその時々の教育に、どれだけ大人社会が最善を尽くしているかで、大人への信頼度を判断することになる。

本件の場合は、ここで指摘している不適切な記述、明らかな誤記を多数含む教科書を使用させられている現下の中学生の不条理な状況を、いかに迅速に改善するか、それが大人社会としての焦眉の急務であること

を、ここに指摘しておきたい。

そのためにも、本件の場合に限らず、愛媛県内の昨今の教科書問題における法廷等での争いにおいて示された司法および行政側関係者等の判断の多くが、いたずらに形式論に終始し、こうした大人社会としての中学生に対する責務履行に不可欠な、現実的対応の必要性を重視する観点を欠いていることは、きわめて遺憾というほかない。

その意味において、本件に対する司法判断では、こうした大人社会のこれまでの責任回避、怠慢、欺瞞等のくり返しや継続を許さない、毅然とした総括が提示されることを切望する。

結語

以上のように、文部科学省（以下、文科省）が2004年度に実施した本件中学校社会科歴史分野の教科書検定において、扶桑社から提出された申請本（白表紙本）に、多数の一方的記述や誤記があり、本件教科書の大臣の決定が不当かつ職権濫用の違法行為であることは、明らかである。

また、今治市教育委員会が、このような本件教科書を採択したことは、最高裁判所大法廷判決に示された憲法違反行為である「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制する」違法があり、担当教員用として当該教科書及び教師用指導書などを、公費で購入するのは、違憲、違法である。

以上

添付資料

1、証拠甲36号証 高嶋伸欣琉球大学名誉教授の意見書 各1通